

青森県自助・共助を 基本とした防災条例

危機管理局防災危機管理課

防災に関する県の課題、条例制定の必要性

課題

- 自主防災組織の活動カバー率は55.7%（ワースト2位）
- 青森県地震・津波被害想定調査において、甚大な被害が予測（死亡者5万人、避難者31万人等）
- 県民の防災に対する意識の低さ
 - 【参考】県民防災意識調査結果（概要は次ページ）
 - ・令和7年1月実施（インターネット調査／調査対象：2,500人）
 - ・「防災についての関心」「指定避難所の具体的な場所」「備蓄の状況」等について調査
 - ・防災に対する意識はあるものの、県民の多くが具体的な行動に移していないことが判明
- 行政自身が被災して機能が麻痺するような場合があるなど、公助には限界がある



条例制定の必要性

県、市町村による公助だけでは限界があることから、地域防災力の向上を図るためには自助・共助の力の向上が不可欠

→県民等の防災意識を高め、自発的な防災活動の促進等を図るためには、県民等のすべきこと、取組等を明らかにした防災条例の制定が必要

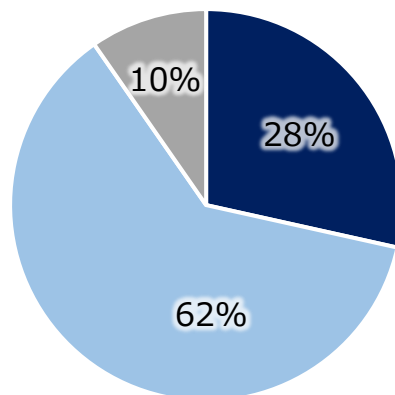
(参考) 青森県県民防災意識調査結果の概要

令和7年1月14日（月）～24日（金）インターネットで16～74歳の県内在住者2,500人にアンケート調査を実施

防災についての関心

9割の人が防災について関心があると回答しているが、多くの人が準備や行動していない

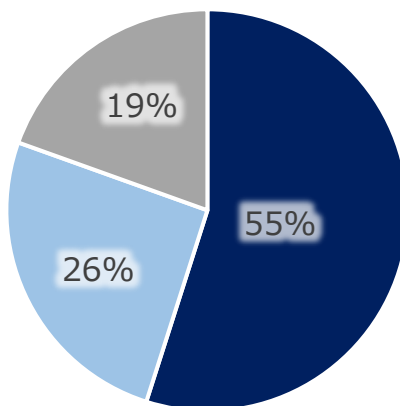
- 関心があり、防災に関する準備や行動をしている
- 関心はあるが、準備や行動はしていない
- 関心はない



避難所

指定避難所の具体的な場所を知っている人は半数程度

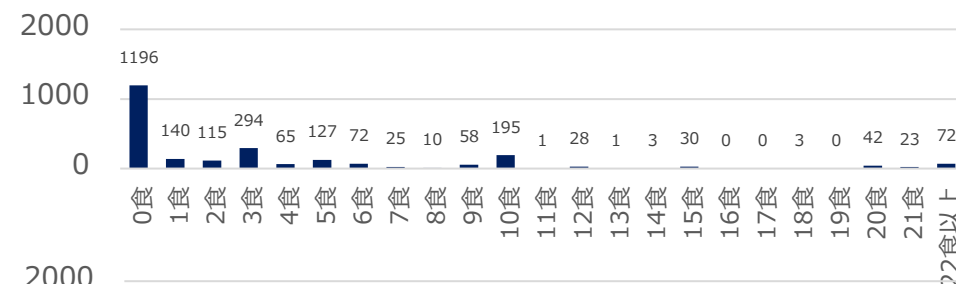
- 指定避難所があること、及び指定避難所の具体的な場所を知っている
- 指定避難所があることは知っているが、具体的な場所は知らない
- 自宅の最寄りに指定避難所があるかどうか、知らない



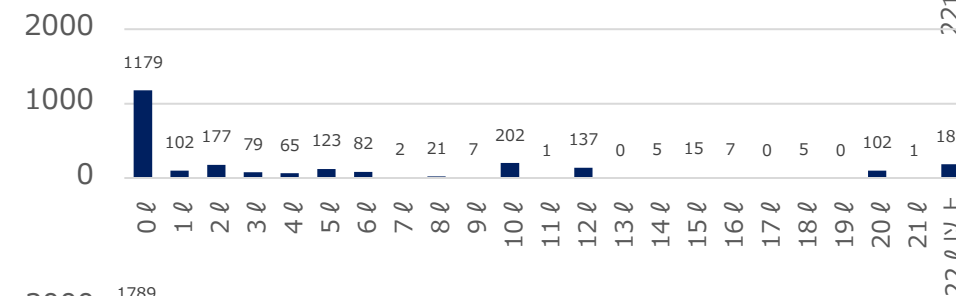
備 蓄

食料、飲料水、簡易・携帯トイレについて、それぞれ半数程度の人しか備蓄していない

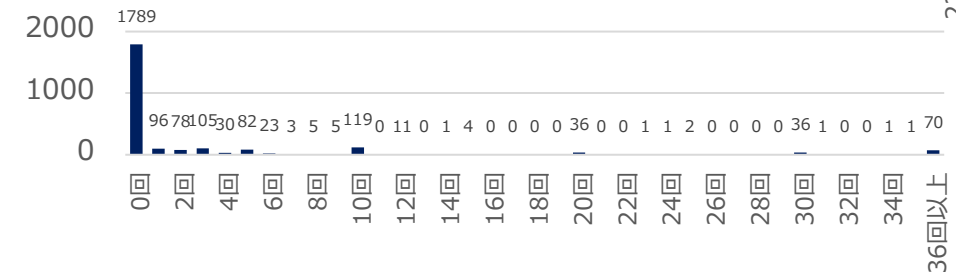
食料



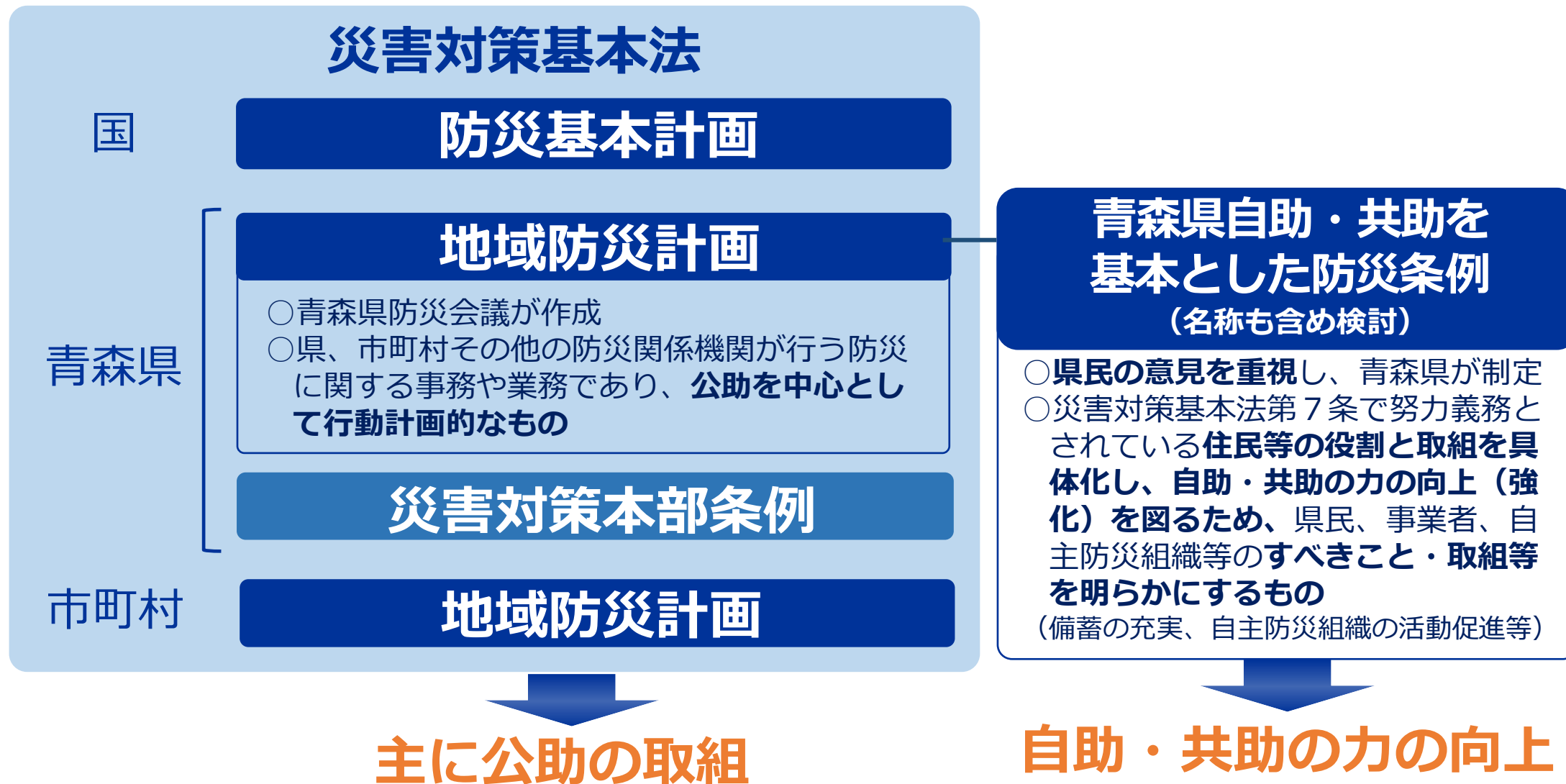
飲料水



簡易・携帯トイレ



条例の位置付け



条例制定の手順



委員の皆さまからいただいた御意見について

- ・ 今回の条例は、自助・共助の力の向上（強化）を図るため、県民、事業者、自主防災組織等の基本的な役割や取組等を明確にすることにより、県民等が防災を「じぶんごと」と捉え、災害に備えていただくことを目的としています
- ・ 条例という性質上、基本的なことを規定することになります

いただいた御意見



事務局において条例への反映を検討



条例へ反映



次年度以降の施策への
反映等について検討します

条例の骨子（たたき台）構成

- ・ **目的**
- ・ **基本理念**
- ・ **各主体のすべきこと**
【規定内容】 県民等（県民、事業者、自主防災組織等）、県、市町村のすべきこと
- ・ **自助、共助の基本事項**
【規定内容】 「あおもりおまもり手帳」の内容を中心とした基本的な事項
- ・ **自助、共助の促進に関する県の施策**
【規定内容】 「自助・共助の基本事項」の各条に規定する基本的な事項の促進に関する施策
- ・ **財政上の措置**

条例の骨子（たたき台）

目的

県民等の自発的な防災活動の促進を図り、もって災害に強い地域社会づくりに寄与すること

基本理念

- （１）自助、共助及び公助を基本とすること
- （２）自助の意識を高揚しつつ、共助を尊重する社会的気運を醸成しながら、県民等、県、市町村が相互に連携し、及び協力して実施すること
- （３）人口減少や高齢化等による地域防災の担い手不足等、地域の防災力の低下が見込まれる本県の社会特性、及び積雪寒冷地域であり、２つの大きな半島を有し、かつ三方を海に囲まれ、県そのものが半島地形である本県の地域特性を考慮すること

各主体のすべきこと

○県民等のすべきこと ※努力義務

- ・日常的に自ら防災のための対策を行う
- ・地域の多様な主体による防災活動の実施
- ・自助、共助の促進に関する県・市町村の施策への協力

○県のすべきこと

- ・国、地方公共団体その他関係機関との連携による地域防災計画に定める事項の着実な実施
- ・基本理念に関する県民等の理解の深化、県民等が行う防災活動の促進

○市町村のすべきこと

- ・県、自主防災組織その他関係機関との連携による地域防災計画に定める事項の着実な実施を図る

条例の骨子（たたき台）

自助、共助の基本事項

※「あおりおまもり手帳」の内容を中心に基本的な内容を規定

＜事前の備え＞ ※努力義務

※第1章（命を守ろう）、第2章（避難生活をのりきろう）、
第3章（青森県の災害を知ろう）、第4章（あらかじめ備えよう）

○【自助／県民】防災知識の習得等

- ・ 防災に関する研修会、地域における防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動への積極的な参加
- ・ 県、市町村その他関係機関が提供する防災に関する情報の活用による避難場所、避難経路、避難方法の確認
- ・ 安否確認に関する家族との連絡の方法等の事前の確認

○【自助／県民】生活物資の備蓄等 ※第4章（あらかじめ備えよう）

- ・ 水、食料、医薬品その他の物資の備蓄、災害・防災に関する情報収集手段の確保
- ・ 避難の際に必要な物資の持ち出しのための準備

○【自助／事業者】事業継続計画の策定等

- ・ 事業継続計画（BCP）の策定
- ・ 防災に関する研修会、地域における防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動への積極的な参加
- ・ 従業員が必要とする水、食料、医薬品その他の物資の備蓄
- ・ 消火、救助等に必要な資機材の整備、定期的な点検

○【自助／県民・事業者】建築物の倒壊の防止 ※第4章（あらかじめ備えよう）

- ・ 耐震診断及びその結果を踏まえた耐震改修その他の適切な措置の実施
- ・ 家具・家財等に関する転倒・落下・飛散等の防止措置の実施

条例の骨子（たたき台）

自助、共助の基本事項

＜事前の備え＞ ※努力義務

○〔共助〕自主防災組織等の結成等 ※第4章（あらかじめ備えよう）

- ・ 自主防災組織等の結成、活動への積極的な参加
- ・ 自主防災組織等による防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の防災対策の日常的な実施
- ・ 市町村との連携による避難行動要支援者に関する情報の把握、支援体制の整備

＜発災・発災直後の行動＞ ※努力義務

○避難行動 ※第1章（命を守ろう）、第4章（あらかじめ備えよう）

- ・ 〔県民等〕防災に関する情報の収集、自主避難や避難指示その他の避難のための措置の発令時における速やかな避難行動の実施
- ・ 〔県民等〕避難指示等の解除までの間における避難の継続
- ・ 〔自主防災組織等〕情報収集・伝達、避難誘導等災害の拡大防止に関する措置の実施

＜避難生活＞ ※努力義務

○避難所における生活環境の確保 ※第2章（避難生活をのりきろう）

- ・ 〔県民、自主防災組織等〕避難所運営への主体的な関与、被災者のプライバシーや心身の状態に配慮した良好な生活環境の確保

条例の骨子（たたき台）

自助、共助の促進に関する県の施策

※自助・共助の基本事項の促進に関する施策の実施に関する規定

県民等による自助・共助の促進のため、次に掲げる施策を講ずる

- （１）防災に関する正しい知識・技能の習得のための教育
- （２）避難行動要支援者の避難支援の円滑な実施に向けた市町村、事業者、関係者等への必要な支援
- （３）地域における防災活動に関する普及啓発
- （４）災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における、当該災害に関する情報の収集、県民等への速やかな提供
- （５）その他県民等による自助・共助の促進に関する施策

財政上の措置

※本県の条例と同様の規定

県は、県民等による自助・共助の促進のため施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める

青森県自助・共助を基本とした防災条例検討会議設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、青森県自助・共助を基本とした防災条例検討会議の設置及び運営等に関し、必要な事項を定めるものである。

（設置）

第2条 災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、県民等の自発的な防災活動を促進することにより自助・共助の力の向上を図るための条例を制定するに当たり、条例のあり方等について専門的知見に基づく意見等を得ることを目的として、青森県自助・共助を基本とした防災条例検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第3条 検討会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）条例のあり方の検討に関すること
- （2）自助・共助の力を向上させるための施策の検討に関すること
- （3）その他条例制定の検討に必要と認められる事項に関すること

（組織）

第4条 検討会議は、知事が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長）

第5条 検討会議に座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 検討会議は、青森県危機管理局長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。
- 3 会議は、原則公開とする。

（庶務）

第7条 検討会議の庶務は、青森県危機管理局防災危機管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営その他に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年5月13日から施行する。